

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 131 「資産除去債務の簡便処理適用に当たっての留意点について」

今回は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号）の 9 項の建物等賃借契約に関連して敷金を支出している場合の簡便処理を適用するにあたっての留意点についてご説明します。

【原則的な処理】

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものについて将来負担することになる費用を合理的に見積り、負債として計上するものです。

【建物等賃借契約に関連して敷金を支出している場合の簡便処理】

建物等の賃借契約において、通常は当該賃借建物等に係る有形固定資産（内部造作等）の除去などの原状回復が要求されます。こうした原状回復義務に応じた資産除去債務を計上しなければならない場合において、当該賃借契約に関連する敷金が資産計上されているときは、当該計上額に関連する部分について、原則的な処理である当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によることができます。これは原則的な処理を適用する場合の実務上の負担等を考慮して設けられたものです。

【適用に当たっての留意点】

建物等賃借契約に関連して敷金を資産計上している場合でも、原状回復費用の見積額が敷金計上額を上回る場合には敷金で資産除去債務を負担しきれないため、簡便処理は適用できないと考えられます。この場合、原状回復費用の見積額が敷金計上額を上回るものについては原則的な処理を適用し、他にについては簡便処理によることが可能と考えられます。

また、簡便処理を適用した場合、税務上は債務確定主義から敷金の費用処理額は全額否認され、退去等で債務が確定したときに損金として認容されることになります。